

尾瀬ハイキングガイド制作業務
公募型プロポーザル実施要領

公益財団法人尾瀬保護財団

尾瀬ハイキングガイド制作業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

尾瀬国立公園は、本州最大の湿原である尾瀬ヶ原、只見川の源流部が堰き止められてできた尾瀬沼、これらを取り囲む至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山などの山々が織りなす原生的な美しい風景を特徴としており、尾瀬の名は、国民的唱歌「夏の思い出」で広く知られている。また、尾瀬は木道が整備されており、子どもからお年寄りまで訪れることができる国立公園として人気のスポットとなっている。

一方で、尾瀬の入山者は減少傾向にあり、また入山者の高齢化が見られるなどの課題を抱えている。これからも尾瀬を守っていくためには、尾瀬の多様な魅力を伝えるハイキングガイドを制作し、尾瀬内外で魅力の発信を強化する必要がある。

このことから、尾瀬保護財団（以下「当財団」という）が以前に制作した尾瀬ハイキングガイドをリニューアルし、より魅力ある尾瀬ハイキングガイドを制作する必要がある、これらの提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

尾瀬ハイキングガイド制作業務

(2) 業務内容

- ① 尾瀬ハイキングガイド制作
- ② 制作した尾瀬ハイキングガイドの印刷

(3) 業務委託期間

契約締結日から、令和7年3月17日（月）まで

(4) 提案限度額

2,200,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

- (1) 本委託業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (2) 官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手

続開始の申立てが行われたものでないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年10月15日（火）
- (2) 質問受付 令和6年10月25日（金） 午後5時 まで
※詳細は下記6のとおり
- (3) 参加表明書申込 令和6年10月31日（木） 午後5時 必着
※詳細は下記7のとおり
- (4) 企画提案書提出期限 令和6年11月8日（金） 午後5時 必着
※詳細は下記8のとおり
- (5) 審査結果の通知及び公表 令和6年11月中旬（予定）

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：任意
- (2) 提出先：公益財団法人尾瀬保護財団 企画課 佐々木あて
メールアドレス「info@oze-fnd.or.jp」
件名を「プロポーザル質問書の提出について」とすること。
- (3) 提出期限：令和6年10月25日（金） 午後5時まで
- (4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより行うほか、公益財団法人尾瀬保護財団ホームページに掲載する。

7. 企画提案の参加表明

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）
- (2) 提出先 公益財団法人尾瀬保護財団
- (3) 提出期限 令和6年10月31日（木） 午後5時必着
- (4) 提出方法
 - ①電子メール
メールアドレス「info@oze-fnd.or.jp」にPDFを送付する。
件名を「プロポーザル参加表明書の提出について」とすること。
 - ②持参または郵送

1部を提出する。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

8. 企画提案書等の提出

企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②業務スケジュール表（任意様式）
- ③会社概要（パンフレット等）
- ④業務実績調書（様式2）
- ⑤誓約書（様式3）
- ⑥業務実施体制（任意様式）
- ⑦見積書（任意様式）

※ 積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和6年11月8日（金）午後5時必着

(3) 提出先 公益財団法人尾瀬保護財団 企画課 佐々木あて

(4) 提出方法

持参または郵送

各5部（原本1部、写し4部）を提出する。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

9. 審査方法等

- (1) 公益財団法人尾瀬保護財団職員において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

※別紙「尾瀬ハイキングガイド制作業務公募型プロポーザル審査要領」による。

- (2) 最低基準点は、合計点の総得点が満点の6割とする。
- (3) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

10. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

11. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、失格と認めた場合

1 2. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

1 3. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と当財団が協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

1 4. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 郵送等による事故については、当財団においていかなる責任も負わない。
- (5) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、企画提案等に要した費用を当財団に請求することはできない。
- (6) 当財団が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

1 5. 問い合わせ先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 20F

公益財団法人尾瀬保護財団 企画課 佐々木

TEL : 027-220-4431 FAX : 027-220-4421

E-mail : info@oze-fnd.or.jp